## 島根県

## 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

	慣用名	使用量(kg/年)				
政令 番号		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		4.8E-4	1.6E-1	1.1E+1	10.9
64	エトフェンプロックス	9.4E+0	1.4E+1	2.4E+0	5.0E+0	30.7
117	テブコナゾール				8.8E-1	0.9
139	トラロメトリン			4.3E+0	4.3E-1	4.7
140	フェンプロパトリン			1.5E+0		1.5
153	テトラメトリン	8.1E+1	2.3E+0	7.7E+1	2.4E-2	160.2
181	ジクロロベンゼン	1.5E+2	2.0E+2			348.7
225	トリクロルホン		4.1E+0			4.1
248	ダイアジノン		6.2E-1			0.6
251	フェニトロチオン		1.2E+2	1.2E+0	2.1E-2	117.8
252	フェンチオン	1.9E+0	6.0E+1			61.6
256	デカン酸				9.7E-1	1.0
350	ペルメトリン	5.6E+0	3.2E+1	5.7E+0	1.5E+1	58.3
405	ほう素化合物		4.0E-1	6.9E+0	6.1E-1	7.9
427	カルバリル			5.7E+1		57.0
428	フェノブカルブ			4.2E+1	4.0E+1	81.7
457	ジクロルボス	3.8E+1	5.4E+2			577.6
	合 計	2.9E+2	9.7E+2	2.0E+2	7.3E+1	1525.2

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。 注)衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫 不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等